

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 10月 1日～ 2023年 9月 30日までの 2年間
2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。  
男性・・・・・・・・・・期間内に1人以上取得すること。  
女性・・・・・・・・・・取得率80%以上とすること。

<対策>

- ・全体会議で育児休業制度の概要等、育児休業取得促進に向けた情報提供を行う
- ・総務ニュースなどで育児休業取得促進に向けた情報提供を行う。

目標2：年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間75%以上とする。

<対策>

- ・有給休暇取得状況を全体会議で発表し、取得促進を促す。
- ・総務ニュースなどで有給休暇取得促進に向けた情報提供を行う。